

報道機関各位

燃料価格高騰対策

**箕輪町貨物自動車運送事業者支援金事業について**

コロナ禍における燃料価格高騰により、町内の暮らしや産業活動を支える貨物自動車運送事業者が厳しい影響を受けていることを踏まえ、貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するため、支援金を給付します。

詳細は別添のとおりです

添付資料

無

箕輪町子育て少子化対策  
キャッチコピーみんなで育てる みのわっ子  
～パパになるなら箕輪町  
ママになるのも箕輪町～箕輪町役場 商工観光課 商工係  
(課長) 小林 剛史 (担当) 境澤 美幸  
電話：0265-96-8300 (直通)  
FAX：0265-96-8301  
E-mail：shokan@town.minowa.lg.jp

燃料価格高騰対策  
箕輪町貨物自動車運送事業者支援金

— 事業概要 —

コロナ禍における燃料価格高騰により、物流の基幹的役割を担い、町内の暮らしや産業活動を支える貨物自動車運送事業者が厳しい影響を受けていることを踏まえ、貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するため、支援金を給付します。

1 給付対象

次の①～⑥のすべてを満たす中小企業基本法に規定する中小企業者が対象です。

- ① 令和4年12月1日時点で貨物自動車運送事業に必要な事業許可を受けている又は届出済みの事業者であること
- ② 令和4年12月1日時点で貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に定義される貨物自動車運送事業を営み、町内に本社・本店を有する法人又は個人事業主であること
- ③ 申請日以降も事業を継続する予定であること
- ④ 経営者が箕輪町暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者でないこと
- ⑤ 町税等に滞納がないこと
- ⑥ 箕輪町原油価格高騰対策事業者支援金を受給していないこと

2 給付額

令和4年12月1日時点で町内配置車両として北陸信越運輸局長野運輸支局に登録のある事業用車両1台あたり以下のとおりとする。ただし、1事業者あたり上限50万円、1事業者1回限りとする。

- ・貨物軽自動車 1台あたり2万円
- ・一般貨物自動車 1台あたり5万円

3 申請期間

令和4年12月20日（火）から令和5年1月31日（火）まで

4 提出書類等

- ・箕輪町貨物自動車運送事業者支援金申込書兼請求書
- ・交付対象車両一覧
- ・貨物自動車運送事業を営んでいることを証する書類の写し（運輸局の許可書、届出書の写し）
- ・交付対象車両すべての車検証の写し
- ・事業収入が分かる書類の写し（直近の確定申告書、決算報告書、法人事業概況説明書、青色申告決算書等の写し）
- ・法人は登記事項証明書の写し、個人事業主は本人確認書類の写し

問い合わせ・提出先：箕輪町役場 商工観光課 商工係（産業支援センターみのわ内）  
〒399-4601 箕輪町大字中箕輪 10286-1 産業支援センターみのわ  
TEL 0265 - 96 - 8300（直通） FAX 0265 - 96 - 8301